

日時：令和元年(2019年)8月21日(水) 13:30~16:20

場所：市役所 3-3 会議室

欠席委員：なし

傍聴者：3名

委員長	<p>開会</p> <p>では、第4回宝塚市行政評価委員会を始める。</p>
委員長	<p>傍聴希望者の確認</p> <p>傍聴者はあるか。</p>
事務局	<p>本日の傍聴者は3名である。 既に入室してもらっている。</p>
委員長	<p>アイスブレイクの実施</p> <p>審議を始める前に緊張をほぐすためにアイスブレイクを行いたいと思う。 <アイスブレイク 1分間トーク テーマ：私の就職活動について></p>
事務局	<p>議題1 第3回行政評価委員会議事録・まとめについて</p> <p><第3回行政評価委員会議事録・まとめについての説明></p>
委員長	<p>それでは、各委員から修正はないか。</p> <p>(意見なし)</p>
委員長	<p>議題2 「令和元年度行政評価(平成30年度実施分)について」</p> <p>議題「令和元年度行政評価(平成30年度実施分)について」に入る。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本日の審議対象施策は、「障がい者福祉」「社会保障」の施策である。 担当部より施策の説明の後、質疑という形で進める。</p>
担当室長	<p><施策の説明></p> <p><各施策審議></p>

<p>【基本目標】健康・福祉</p> <p>【施策】障がい者福祉</p> <p>【施策展開の方針】『1 障害福祉サービスなどの充実や地域支援体制の構築に取り組みます』</p>	
委員	「障害（がい）」という表記を用いているのはなぜか。
福祉推進室長	「碍（がい）」の字を用いることが可能になったことから、本市では今年度より、固有名詞を除き、「障害（がい）」の表記で統一している。
委員	「障害（がい）」と表記する意図は何か。
福祉推進室長	「碍（がい）」という字にも「さまたげ」や「バリア」という意味があるが、それは個人ではなく、周りの社会的障壁によってバリアがあるということである。その障壁を取り除いていくことが、今後の市の役割であることから、「障害（がい）」の表記を用いている。
委員長	施策評価表の「事務事業構成の適正性」についての“推進に向けて対応策が必要”という選択肢は、新規事業の創設、事務事業の重点化等の具体的な事業の方針がなければ選択しないのではないかと。事業の中での課題認識等については、この項目における対応策には当てはまらないのではないかと。
委員	障害福祉計画では、国もいくつかの目標をたてており、その目標に関するものを指標として設定する必要があるのではないかと。現在、施策評価表の指標に用いているものも大事なことはあるが、各論の話になると感じる。障害福祉計画に掲げている地域生活移行者数等の目標を用いるべきではないかと。
委員	障害福祉計画では、体系的に大きな目標を立てて、サービスごとの見込み額を出していると思うので、そこを確認した上で地域支援体制を考えていくべきである。
委員長	地域支援体制については取組が掲げられている一方で、それに関する指標がないため、今後検討する必要がある。
委員長	「前々年度の行政評価委員会の評価」で、障害者福祉事業の配食サービスやタクシー料金等助成について検討が必要との意見があったが、現在もそれらの取組を継続しているのはなぜか。
福祉推進室長	配食サービスについては、民間でも充実しているため、高齢者福祉施策と共に、来年度中に廃止をする方向で進めている。タクシー料金等助成については、市の地形や高齢化の問題から廃止することが難しい。また人工透析治療でタクシー等を利用する方には、バス・タクシー運賃乗車券を追加して支給している。
委員長	説明のあった内容が施策評価表にも事務事業評価表にも記載されていない。
委員	「前々年度の行政評価委員会の評価」で、“市独自の上乗せ、横出しをしている事

	<p>業については、改めて精査が必要である”との記載に対する改善点が見えない。その当時の委員会で、市独自の事業である障害者福祉事業の中に無駄な取組があるのではないかと意見したが、配食サービス、タクシー料金等助成以外に見直しを行った取組はあるのか。障害（がい）者団体の方からの要望等がないにも関わらず改善をしていないのであれば問題である。</p>
福祉推進室長	<p>障害者福祉事業とは異なるが、市単独での取組であった市民福祉金制度を廃止し、個別給付の形式ではなく、障害（がい）がある方に安心していただけるような施策を進める仕組みとして、その財源を障害福祉基金に積み立てた。まだ、大きな取組は行っていないが、基金を用いてグループホームのスプリンクラー設置補助や障害者就業・生活支援センター「あとむ」の相談員の増員を行っている。</p> <p>障害者福祉事業については、グループホーム等家賃補助は県と市で半分ずつ補助を行っており、住宅改造についても県の補助があるため、市単独の取組はほとんどない。身体障がい者補助犬予防接種費用等助成については、市の施策として行うべき内容と考えているため、事業を廃止することは考えていない。</p>
委員長	<p>県と協働して取り組んでいることを理由として、取組を廃止できないという主旨の説明であれば、事業の継続に対して疑問が生じる。</p>
福祉推進室長	<p>県の補助が廃止となった際には、事業を継続するかについて、議論を行う必要がある。</p>
委員長	<p>以前の委員会でも事業全体の取組について見直しを行う必要があると意見をしたが、先ほどの説明からは、事業全体の見直しを行っていないように見受けられた。</p>
委員長	<p>「障害者（児）歯科検診事業」においてはどのような改善を考えているのか。</p>
福祉推進室長	<p>この事業を所管している室長が出席していないため回答ができない。</p>
委員長	<p>事務局を通じて確認を行うこととする。</p>
委員長	<p>「地域生活支援事業」の中に多くの取組が記載されているが、実質的な内容ごとに分割することはできないのか。事務事業評価表を見ても一つ一つの取組における必要性、効果等が見えにくい。行政管理と政策管理では観点が異なると思うが、政策管理の観点からすれば、一つ一つの取り組みについて必要性、有効性を捉えていけるようにしたい。また、費用対効果を分析する際にも取組ごとに分割された方が分かりやすい。</p> <p>繰り返し外部評価の報告書で指摘しているが、宝塚市は一つの事業に複数の取組が含まれていることが多く、評価表が非常に見にくい。</p>
福祉推進室長	<p>地域生活支援事業に対する補助金が統合補助金という形で交付されており、事業に対してではなく、市に対して補助金交付額が決まる。そのため、事業を分割することで補助金も分割する必要があり、事務処理上複雑となることから、一つにまと</p>

	めている。
委員	前回の委員会で口腔保健センターについて意見をさせていただいたが、「障害者（児）歯科診療事業」は口腔保健センターのみで行っている事業なのか。民間の歯科医院数が増加している現状において必要な事業であるのか。
委員長	全国的に見ても公立で障害（がい）者に対する歯科診療事業を行うことが多いことは理解しているが、民間の歯科医院があることや、時代の流れの中で障害（がい）に対する考えが変わってきたことから、事業を民間に移行することはできないのか。
委員長	施策評価表の「事務事業構成の適正性」で“推進に向けて対応策が必要”を選択しているが、新規事業の創設等において対応策が必要であるため選択しているという理解で良いか。
福祉推進室長	相談支援事業については今後も力を入れていく。また、相談支援の強化として、地域生活支援拠点の仕組みを構築する中で、基幹相談支援センターを設けて連携していくことを来年度に向けて整備をしており、今後必要な取組である。また、医療ケアが必要な重度の障害（がい）児への支援については、施設がないことが重要課題としてあるため、令和2年度までに整理を行う。
委員長	現在実施している事業の枠組み内における取組に思えるため、対応策が必要とする必要はないのではないかと。
委員	障害福祉計画の中で地域生活支援拠点事業について記載があることや、医療ケアが必要な重度の障害（がい）児に対する内容が評価表に記載されていないため、記載する必要があるのではないかと。

<p>【基本目標】健康・福祉</p> <p>【施策】障がい者福祉</p> <p>【施策展開の方針】『2 住まいや就労の支援などによる社会参加の実現、権利擁護の推進により、尊厳を持って暮らせる地域社会をめざします』</p>	
委員	<p>障害（がい）のある方が身近に働く場所がないように思う。どれだけ働く場があるのか。</p>
委員長	<p>施策評価表の指標にある“障害者就業・・・”の実情を教えてほしい。</p>
福祉推進室長	<p>障害者就業・生活支援センター「あとむ」での就労者数として、平成29年度は94名であり、このうち、最低賃金を保障する就労継続支援A型の福祉事業所に36名が就労され、一般就労としては、58名である。平成30年度については、就労継続支援A型を利用する人が24名、一般就労としては52名であり、一般就労については横ばいである。就労先については把握していない。</p>
委員長	<p>平成28年度から急増した背景には何があるのか。</p>
福祉推進室長	<p>就労継続支援A型を利用する人が41名と、就労継続支援A型事業所ができたことでそこに就労する人がいらっしやった背景がある。</p>
委員長	<p>目標値を設定したときと状況が変わったということか。</p>
福祉推進室長	<p>そのとおりである。平成27年度以降、一般就労、就労継続支援A型利用者がともに増加している。</p>
委員	<p>目標値の設定のないものや、目標値が実績値と同じになっているのはなぜか。</p>
福祉推進室長	<p>「身体障害者支援センター管理運営事業」の成果指標においては、目標値を設定するよりも、実績値のみで評価を行う方が馴染む指標であるように思う。</p>
委員長	<p>先ほどの意見にはなるが、施策評価表の評価において、“対応策をとる”ということをどのレベルで捉えているのか。また、施策評価表の「事務事業構成の適正性」について、選択肢を“現在の取り組みが適正”から“事業構成が適正”と明確化してはどうか。対応策をとると選択しながらも、この3年間総合評価が変わらないことに違和感がある。予定する計画とそれを実現していく事業の範囲内において、課題があるとの理由で対応策が必要という選択をすることは、施策評価表の項目意図とずれているように思える。</p>
福祉推進室長	<p>今の事業の取組が適正であると評価することは、市として難しい所が多々ある。グループホームを増やしたり、就労についても対応策が必要である。</p>
委員長	<p>“対応策をとる”という選択肢は、総合計画と予算を変更するような対応策がいる際に選択するものであり、その意味においてはこの施策は当たらないのではない</p>

	<p>か。逆に、多くの事業が、取り組みが適正な中で課題を持っているということで、課題を記載することは良いと思う。次期総合計画で変更する必要がある事業等のみがその選択肢を用いることで、他の評価表よりも目立ち議論がしやすくなるのではないか。現在の選択方法では計画を変更する必要性や、事業を組み替える等のポイントが見えにくくなっているように思う。</p>
<p>委員</p>	<p>施策評価表に記載のある名称が誤っているのではないか。「進行状況」では、“高齢者・障がい者権利擁護支援センター”、「市民と役割分担の妥当性」では「障害者優先調達推進法」が正しい名称ではないか。</p>
<p>委員長</p>	<p>確認を行い、必要があれば修正してほしい。</p>

<p>【【基本目標】健康・福祉 【施策】障がい者福祉 【施策展開の方針】『3 障がいのある児童の成長を支える取組を推進します』</p>	
委員	<p>施策評価表の「事務事業構成の適正性」で“推進に向けて対応策が必要”を選択しているが、記載内容を見ても対応策が分からない。“民間事業者も利用計画を作成できる”と記載しているが、それに対してどのような事務事業を行う必要があるのかが分からない。また“相談支援体制と関係機関との連携の強化”と記載があるが、どことの連携を強化するのか。</p>
子ども家庭室長	<p>障害（がい）にも様々な種別があり、子どもの発達の支援では、民間事業者で利用計画を作成できるが、民間事業者では困難となることもあり、子ども発達支援センターが中心となって取り組んでいる。次に支援をどのように連携するのかということ、宝塚市の教育、保健、医療、福祉の各部署を横断的に支援する子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた検討が必要となっている。評価においては理念として大まかに記載したが、最近の課題として、子どもの発達の遅れが原因で虐待につながり、また、支援が遅れることによって、保護者の方の子育てに影響することがある。この課題は障害福祉の施策だけで取り組める内容ではなく、トータルで見ることのできる新たな機関が必要であるとの認識をしている。国においても、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」というのを策定し、2022年度までに児童等に関する支援について一元的に相談、養育支援が行えるような機関を作ることに努めるよう通知されている。現在、検討段階であるため、連携強化に向けた対応策が必要であることから評価に記述した。</p>
委員長	<p>説明内容からすれば、「事務事業構成の適正性」で“現在の取り組みが適正”を選択しても良いのではないか。</p>
子ども家庭室長	<p>子どもを取り巻く環境が複雑化している点では、この施策だけでは説明しきれず、新たな施策が必要という認識は持っておく必要がある。今後の本市の総合計画を練っていく中では、庁内横断的な新たな取組等が重要ではないかと考えている。</p>
委員	<p>「保育所等訪問支援事業」について、支援員が多忙な一方で、支援対象者数が増えており、需要者数からみて支援員が少ないという問題を抱えている。そのため、支援員一人当たりの訪問人数が増加している。支援員が不足していることが課題であるならば、その旨が伝わるように記載すべきである。</p>
子ども家庭室長	<p>この事務事業評価に限らず、目標値がないことについては、子どもたちの障害（がい）に目標を設定しえるものか、悩ましいところである。どのように掲げることが良いことか判断が難しいところがある。一方で、事業の成果を市民の皆様を示すことも必要だと考えている。ただ、事業一つ一つの効果を示すだけの数値になってしまっており、今後の計画を立てる上で、成果指標をどのように設定するのか検討していきたい。人員配置のあり方については、職員は増員しているものの、人件費の問題や、専門性の高い職種のため、人材確保が難しく、費用対効果が説明しにくい施策でもある。しかし、需要が増えているのであれば増員を考えていかなければな</p>

	<p>らない。前年度の総合評価として平成30年度から言語聴覚士を1人増員すると記述していたが、募集を行ったものの確保できなかった。代わりに、別の専門員を1名配置するなど工夫を行っており、需要の高まりに対して対応できるよう体制の整備を行っている。それに対する評価記載方法については今後の検討課題である。</p>
--	--

	<p>【基本目標】健康・福祉 【施策】障がい者福祉 【施策展開の方針】『4 ノーマライゼーションの理念に基づき、「シンシアのまち宝塚」にふさわしい、人にやさしいまちづくりの実現を図ります』</p>
委員長	<p>この細施策はソフト面とハード面から構成されている。前々年度の行政評価委員会の評価にも記載をしているが、ソフト面の指標を示すべきではないか。再度指摘をしたい。</p>
委員	<p>障害者差別解消法を受けて、ソフト面でのノーマライゼーション等に対する取組を行っているはずなので、指標で示すことや、事務事業として入れることができるのではないか。</p>
委員長	<p>事務事業に「障害・障害者理解市民啓発事業」で指標があるにも関わらず、施策評価表にはハード面の指標しかないことに違和感がある。</p>
委員長	<p>市民アンケートに心のバリアフリーについて図れる項目を設けてはどうか。</p>
福祉推進室長	<p>ソフト面に対する取組は行っているので、指標については検討する。</p>
委員長	<p>手話言語条例に関する内容はどの事務事業に含まれるのか。</p>
福祉推進室長	<p>事務事業としては、細施策「1 障害福祉サービスなどの・・・」の事務事業である「地域生活支援事業」と、障碍（がい）者の権利という面で、細施策「2 住まいや就労の支援・・・」の「権利擁護支援事業」に該当する項目となるが、「権利擁護支援事業」には手話言語に関する評価が出ていない。</p>
委員長	<p>該当する事務事業がこの細施策に再掲されるべきであり、施策評価表と事務事業評価表で整合性が取れるようにするべきである。</p>
委員	<p>バリアフリーに対するハード面での取組として、「ノンステップバス購入助成事業」と「道路バリアフリー化整備事業」があるが事業費等があまり動いていない中で、総合評価が“推進に向けて対応策をとる”としており施策の方向性が見えない。</p>
委員長	<p>確保した予算の中で、引き続き着実に行っているのであれば、取組は適正で、現状維持となるのではないか。</p>
建設室長	<p>「ノンステップバス購入助成事業」については、国の目標値は達成したという状況である一方で、総合計画の中で、都市部の利用状況に応じた国よりも高い目標値を掲げているため、引き続きこの事業については取り組んでいく。バス事業者が既存のノンステップバスを更新するタイミングで国に助成の申請を行い、それを受けて市が助成を行うが、昨年度は事業者でノンステップバスの更新がなかったため事業費がかからなかった。歩道のバリアフリー化についても、目標値を達成しているが、高低差によって車イスの通行しづらい状況の解消を目指している。市域全体の</p>

<p>委員長</p>	<p>改善は事業費的にも厳しい状況にあるが、効率的に取り組みたい。道路バリアフリー化整備事業としては、事業を執行できなかったが、別の事業で歩道の改善を行う等工夫を積み重ねていきたい。</p> <p>先ほどの説明からすれば、「事務事業構成の適正性」は適正という選択となるのではないか。</p>
<p>委員</p>	<p>「事務事業構成の適正性」で“さらなる啓発事業の・・・”とあり、「障害・障害者理解市民啓発事業」でイベントを行っているが、障害福祉課の業務は多忙なため、制度的な内容は市が行い、イベント等については NPO 等に委託した方が効果的ではないのか。</p>
<p>福祉推進室長</p>	<p>民間や地域で行ってもらう方法もと考えられる。障害者週間記念事業については、実行委員会形式をとっており、市だけではなく、事業所や当事者の方も含めて進めていっている。</p>
<p>委員</p>	<p>そのような形式であっても、この事業でのイベントについては委託を行った方が効果的と考える。</p>

<p>【基本目標】健康・福祉 【施策】社会保障 【施策展開の方針】『1 経済的、日常的、社会的な自立をめざして、適切な支援が確実にできるよう「セーフティネット」としての機能を高めます』</p>	
委員	<p>指標の生活保護率や非保護世帯数のめざす方向性が下向きになっている。世帯の生活水準を上げたり、収入を増やすことによってこれらの数値を減らしたいということだとは思いますが、世帯からの保護の申請を受け付けられない等の方法により、数値を下げたいということなのであれば問題がある。また、「生活保護事業」の事業概要の意図でも「最低限度の生活を保障」とあるが、正しくは憲法の生存権や生活保護法にあるように「健康で文化的な最低限度の生活を保障」である。これら二つを見れば、手段を選ばずとにかく生活保護率や非保護世帯数を低下させたいと読み取られてしまうのではないかと。誤解されないために「生活保護事業」の事業概要の意図を「健康で文化的な最低限度の生活を保障」とする必要がある。</p>
福祉推進室長	<p>おっしゃる通り、目指す方向性が下向きということだけを見れば誤解をされる方もいらっしゃると思うので、そのようなことがないように評価をしていきたい。</p>
委員	<p>「国民年金事業」の意図では“健康で安心して暮らせるために”という文言があるが、「生活保護事業」にはその記載がないため、手段を選ばずに生活保護率を低下させたいという意図があるように思える。</p>
福祉推進室長	<p>「生活保護事業」の意図においても“健康で安心な暮らし”という文言は記載している。</p>
委員	<p>法律上の文言を用いて記載されていると思うので、法律上の文言をそのまま用いてはどうか。</p>
委員	<p>「生活保護受給者等就労支援事業」について、仕事を行い、収入を得ることが重要であると考えられるため、就労支援員が2名というのは足りていないのではないかと。単純に生活保護世帯を減らすということではなく、仕事を得て収入を得るということを考えれば、就労につなげていくことが重要ではないかと。就労支援員を増員することで施策の効果が一層出てくるのではないかと。</p>
福祉推進室長	<p>2名の就労支援員が単独で支援するのではなく、ケースワーカーと連携して支援をしている。</p>
委員	<p>ケースワーカーと連携しているものの、就労支援員が2名というのは感覚的に少なく感じる。施策の効果を高めるために検証も行っていく必要がある。</p>
生活援護課長	<p>生活保護世帯は、高齢者世帯、母子世帯、傷病者世帯、障害者世帯、その他世帯に分類されており、現在1,963世帯あるが、その半数は65歳以上の高齢者世帯であり就労が望めない。就労支援員の目安として、その他世帯の120世帯に1名と定められている。現在330世帯ほどで、ご指摘の通り少し基準を満たしていないが、今</p>

	<p>のところ2名の就労支援員でできるだけ就労に結び付ける支援をしている。</p>
委員長	<p>「生活保護費つなぎ資金貸付事業」について、貸付金は返金してもらえるのか。</p>
生活援護課長	<p>生活保護費申請から受給開始まで、会計処理の関係で日にちを要するため、それまでのつなぎの支援として行っている。貸付金の返金については、初回の保護費から全額返金してもらう形となっている。</p>
委員長	<p>「中国残留邦人生活支援給付事業」について、随分前に帰国している場合、自立支援通訳の派遣や日本語教室等の事業の必要性はどこにあるのか。</p>
生活援護課長	<p>戦時中の事情によって、日本語教育を受けられなかった方がいる。少しずつ日本語を習得してはいるが、病院や介護が必要な場面において、細かい日本語の部分が伝わりにくいことがあるため、相談支援や自立支援通訳の派遣をしている。</p>
委員長	<p>世帯数や世帯人数、また日本での居住年数はどれほどか。</p>
生活援護課長	<p>現状では、13世帯18名である。平均年齢は80歳程度であり、医療や介護を受ける必要がある人がほとんどである。</p>
委員長	<p>居住期間が長いのであれば、長期にわたって支援を行っても効果は低く、必要性を理解できない。市全体の他の枠組みの中で支援することはできないのか、取り立てて中国残留邦人の方だけを支援しなければいけないのか等、全般的に疑問を感じる。</p>
委員長	<p>「中国残留邦人生活支援給付事業」において上乘せ、横出しはあるのか。また、「生活困窮者自立支援事業」については拡充としているが、どのような取組にお金をかけているのか。</p>
生活援護課長	<p>「中国残留邦人生活支援給付事業」については、人件費を除き100%補助となる。</p>
委員長	<p>事務事業評価表のコストを見ると、そのように捉えられない。</p>
せいかつ支援課長	<p>「生活困窮者自立支援事業」については、5つの取組に対する事業費が記載されている。拡充としているのは、家計改善事業にあたる部分について市では取り組めておらず、経済的な相談も多いため、家計を見直していく必要があると考えたためである。</p>
委員長	<p>複数の事業が一つにまとめられており、評価が難しくなっている。</p>
委員長	<p>施策評価表の評価において“対応策が必要”を選択しているにも関わらず、記載内容が抽象的である。現在の取組における枠組みの中で課題があるという理由で選択しているように思われる。</p>

<p>【基本目標】健康・福祉 【施策】社会保障 【施策展開の方針】『2 安心して医療を受けることができるよう、国民健康保険事業、福祉医療費助成事業などの健全な運営に努めます』</p>	
委員長	ジェネリック医薬品を広めていくことは社会全体で大切なことだとは思いますが、市町村がそのような取組をすることは多いのか。薬局や医師が連携して取り組むのが、一番効果的ではないのか。市が関わることでどれだけの効果があるのか、また一般的な取組であるのか。
市民生活室長	医師会や薬剤師会の直接の所管部門ではないため、連携等の詳細については即答できない。所管の国民健康保険課では、市民に対する啓発を目的として、保険証更新時にジェネリック医薬品（後発医薬品）の趣旨を記載したパンフレット配布、ジェネリック医薬品に関するお知らせ（差額通知）の送付等を行っており、その結果、ジェネリック医薬品の数量シェアは少しずつ伸びてきている。
委員長	薬局や医師の対応が一層重要であると考えます。
委員	「施設管理事業（国民健康保険診療所）」の事業費が1,500万程度かかっており、改善が必要ではないか。清掃程度ならば委託を行った方が安上がりではないか。
市民生活室長	一般会計からの繰入金依存度が高い施設であることから、診療収入等の歳入を増やす努力と管理経費等の歳出を削減する取組に努めているところである。 医科の実績が低調であったため、今年度、医師、看護師等の体制を抜本的に見直した。昨年度は一日平均で約8人の利用者であったが、現在は、約1.5倍となっており、住民の方々の関心も高まっている。引き続き、効率的、効果的な運営に努めていきたい。
委員	「医業（国民健康保険診療所）」の事業費は医師や看護師の人件費なのか。
市民生活室長	医薬材料費や設備に関する費用等がある。
委員	これも国民健康保険特別会計にあたるのか。
市民生活室長	国民健康保険とは別の国民健康保険診療施設費という特別会計である。
委員	「施設管理事業（国民健康保険診療所）」は一般会計からの持ち出しであったのはなぜか。
市民生活室長	大きく分けると、施設管理費と医業費があり、全体の事業費は約1億円で、その内約4,600万円は一般会計からの繰入金、残りを診療収入等で賄っている。
委員	「高齢期移行助成事業」はどのような根拠でできたのか。

市民生活室長	老人医療助成事業からこの制度に移行した。
委員	ここでの高齢者の位置づけはどこにあたるのか。
市民生活室長	65歳から74歳の前期高齢者があたる。
委員長	平成30年度には国民健康保険事業の主体の財政運営の責任主体が県に移行となったため動向を注視していくとの記載があるが、市から都道府県に移った主旨や、都道府県ごとの自主性による取組としてはどのようなことが想定されるのか。
市民生活室長	県下各自治体の被保険者数、医療費の動向等を踏まえて、県が調整の上、納付金、標準保険税率等を決定する仕組みとなっており、それらを踏まえて運営していくことになる。将来的に、様々な給付や保険税等が統一化されることになれば、保険税の設定等が変わってくるものと認識している。
委員長	「事務事業構成の適正性」について、事業の枠内で取り組むということであれば、「現在の取り組みが適性」という判断で良いのではないか。

委員長	意見交換 施策評価、事務事業評価制度の運用や、評価表の記載方法について全体的に統一して行っていかなければならない。
委員	重度の障碍（がい）がある児童の受け皿がないと感じた。支援は学校だけでなく、医療とも連携する必要性を感じた。
委員	地域は高齢者の情報を市経由で受け取れるが、障碍（がい）者に関する情報は回ってこない。災害時等の際にどのように対応すればよいのかが分からない。
委員	福祉は制度を運用していく分野だと思う。まちづくりのように担当者の裁量レベルではなく、法律等に定められた制度を適正に運用していくことに職員は日々追われており、適正な運営を行えている段階である程度評価を受けていると考えられるため、評価表を作成し、評価されるということにそもそも馴染むものなのかと感じた。
委員長	評価を行う対象を自主的に行っている政策や、効果が確実なのか分からない政策にしぼっていくことも検討する必要がある。
委員長	4年に一度の評価であるため、前回の評価内容が施策評価表から見えなくなったので、記載されるようにしていただきたい。
委員長	施策評価表、事務事業評価表の制度趣旨と評価表にどのようなことを記入してほ

しいかしっかりと伝えていくべきである。事務事業の構成の適正性については、計画の変更の必要性や、事務事業を組み替える等のレベルで判断するものだと考えている。現状の取組に対しての課題が重点的に記載されていることによって、計画の進捗状況や、予算をつけて新たに行った取組の結果等、重要な問題が漏れているように感じた。今後の研修でしっかりと伝えていくことと合わせて、研修の日程について、行政評価委員会を終えてから間を空けないようにするなど検討してはどうか。

委員長

行政評価委員会に提出される前に内部でマニュアルに沿った記載内容にしてほしい。

閉会

事務局

では、本日の審議を終了する。事務局より、次回の委員会の日時、審議内容等について、説明をお願いします。

次回（第5回）の委員会は9月3日（火）9：30～12：00、会場は3-3会議室である。施策分野は、「環境保全」、「循環型社会」「都市美化・環境衛生」である。